

与謝野町における財政状況等について

令和4年度の与謝野町の決算において、四つの健全化判断比率（財政指標）の一つである実質公債費比率が、北海道夕張市の67.4%に次いで17.2%となり、全国ワースト2となりました。

このような中、住民の皆様方に、正確な財政状況等をお伝えするべきと判断しましたので、実質公債費比率の状況と今後の見通し、財政の状況、今後予定しています2つの大規模施設整備への投資に係る町の考え方についてお知らせいたします。

(1) 実質公債費比率等について

健全化法（※1）において、健全化判断比率（財政指標）が四つ定められています。その中の一つである「実質公債費比率」とは、家計に例えると、年収に対して借金の返済が占める割合のことです。

※1 健全化法の正式名称は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」です。

(参考) 本町における四つの健全化判断比率（財政指標）の状況

財政指標	令和4年度 与謝野町決算	(参考) 国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (※2)	13.81%	20.0%
②連結実質赤字比率		18.81%	30.0%
③実質公債費比率	17.2%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	93.8%	350.0%	—

※2 赤字でない限り比率がないものとされます。

(解説)

実質公債費比率とは、一般会計が負担する「借入金返済に係る元金及び利息（元利償還金）」及び「特別会計や一部事務組合が起こした地方債の返済に充てたと認められる一般会計からの繰出金（準元利償還金）」の「標準財政規模（※3）」に対する比率です。

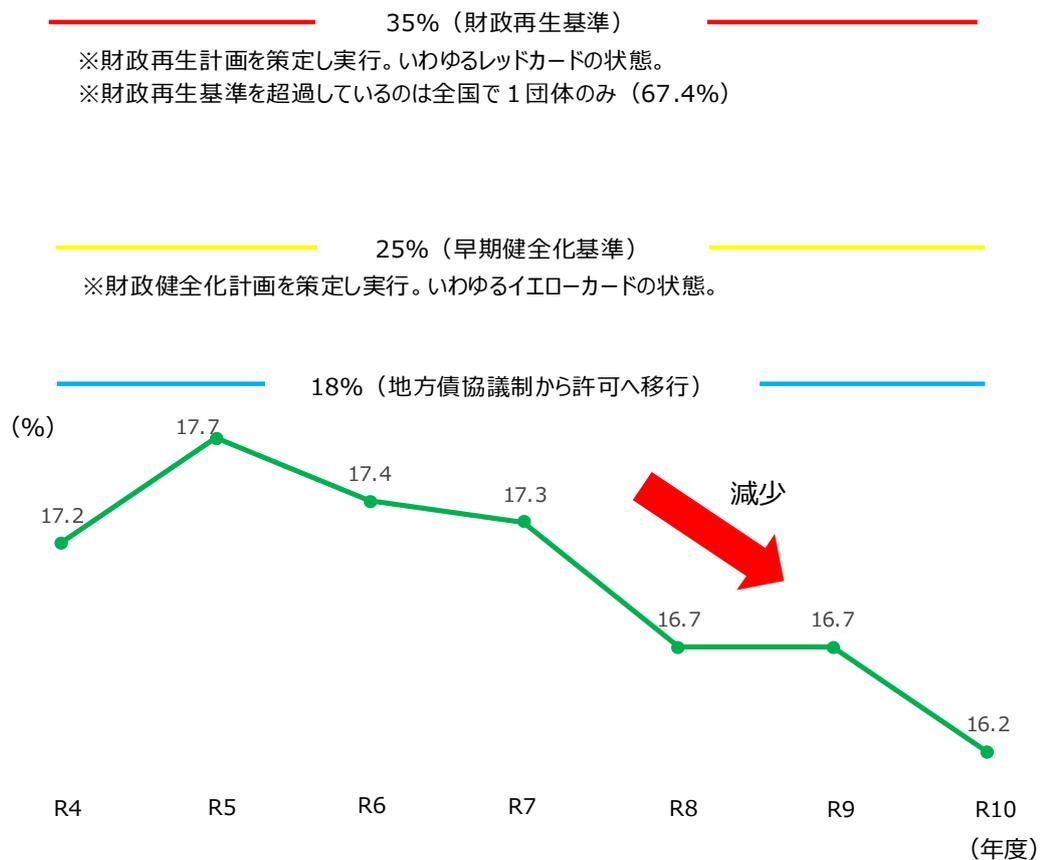
※3 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要な経常一般財源（町税・普通交付税・地方譲与税等）の規模を示す数値です。

なお、国が定める実質公債費比率の基準は、財政再生基準が35.0%、早期健全化判断基準が25.0%と設定されています。

これらの国の基準を上回ると財政再生計画、財政健全化計画の策定と実行が必要となりますが、本町の17.2%は国の基準を下回っています。

また、令和5年度決算をピークに、令和6年度決算から緩やかに減少する見込みです。

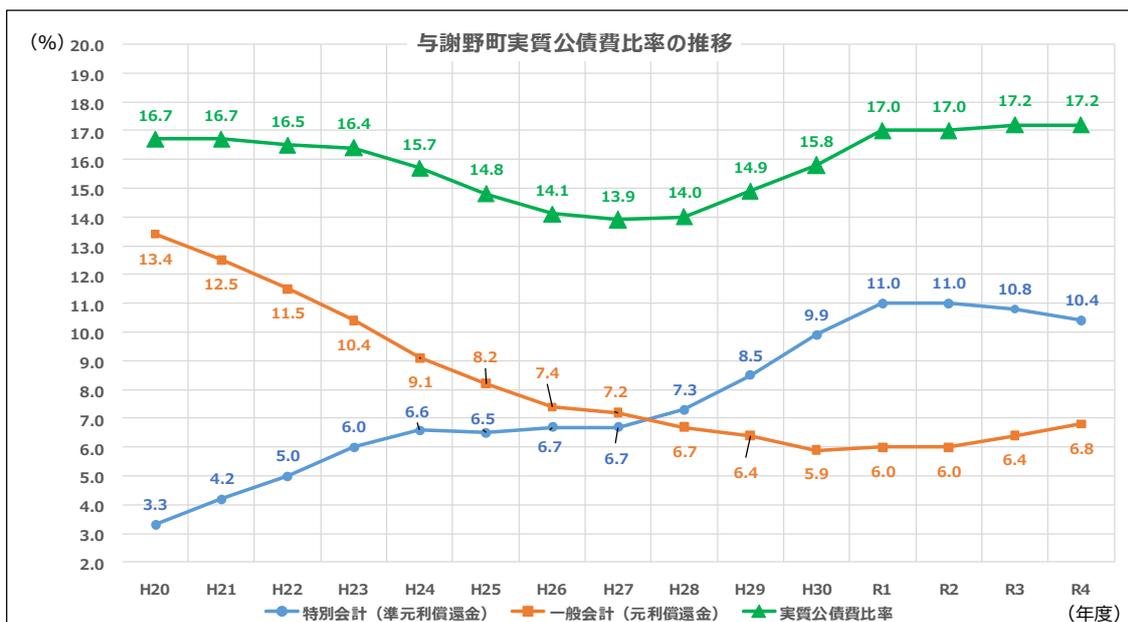
参考までに、全国の自治体（夕張市、与謝野町を除く）における令和4年度決算での実質公債費比率は、16%台が7団体、15%台が7団体となっています。



本町の実質公債費比率が17.2%と高い理由につきましては、特別会計の借金返済への一般会計からの繰出金（準元利償還金）が多いことが影響していると考えています。

本町の繰出金が多い主な要因は、平成18年度から平成23年度までの短期間での下水道整備に伴う借金返済によるものです。

本町の実質公債費比率17.2%の特別会計（準元利償還金）と一般会計（元利償還金）の割合を見ると、特別会計が10.4%、一般会計が6.8%と特別会計の割合が高くなっています。



なお、本町の下水道整備については概ね完了し、公債費（一般会計、特別会計及び水道事業会計）も令和6年度決算から減少する見込みであり、実質公債費比率も減少する見込みです。

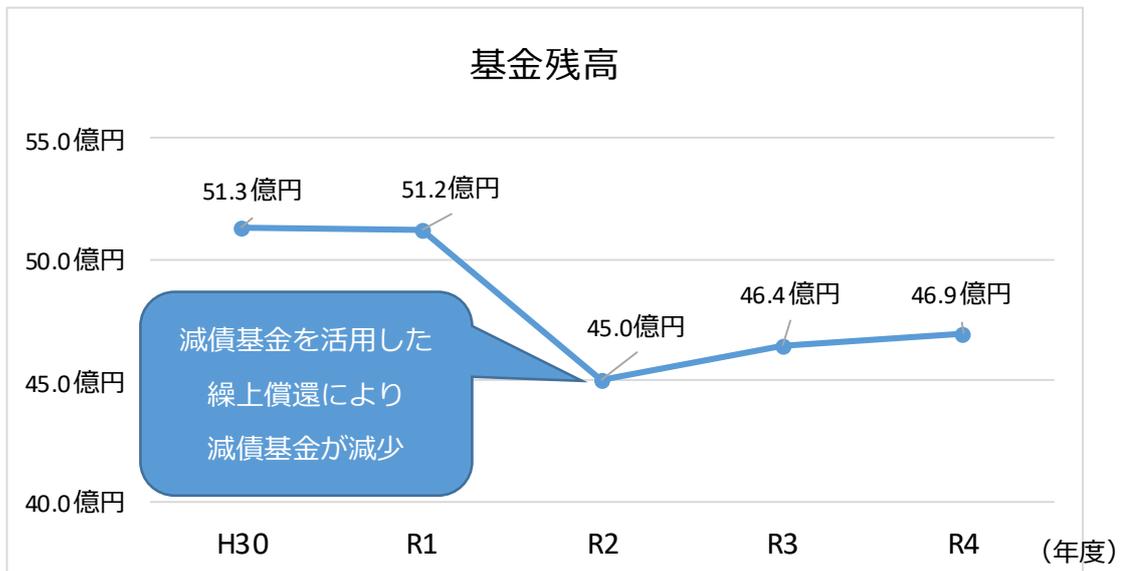


(2) 町の財政状況について

① 基金（まちの貯金）

基金は条例に基づいて設置し、将来負担に備えて積み立てています。臨時の出費や財源不足が見込まれる場合等に取り崩して事業費に活用しています。

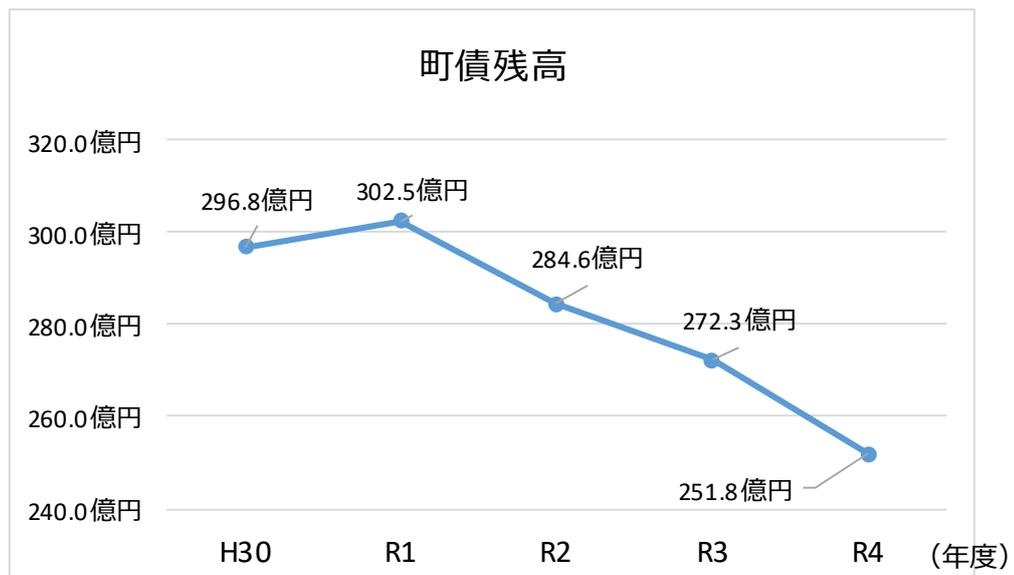
令和4年度末の基金残高は、令和3年度と比較して約0.5億円増の46億9,167万円となっています。



② 町債（まちの借金）

町債は、大きな事業をするために借り入れるお金のことで、整備した道路や施設などの整備に要した費用を今後利用する人たちにも公平に負担していただく役割も担っています。

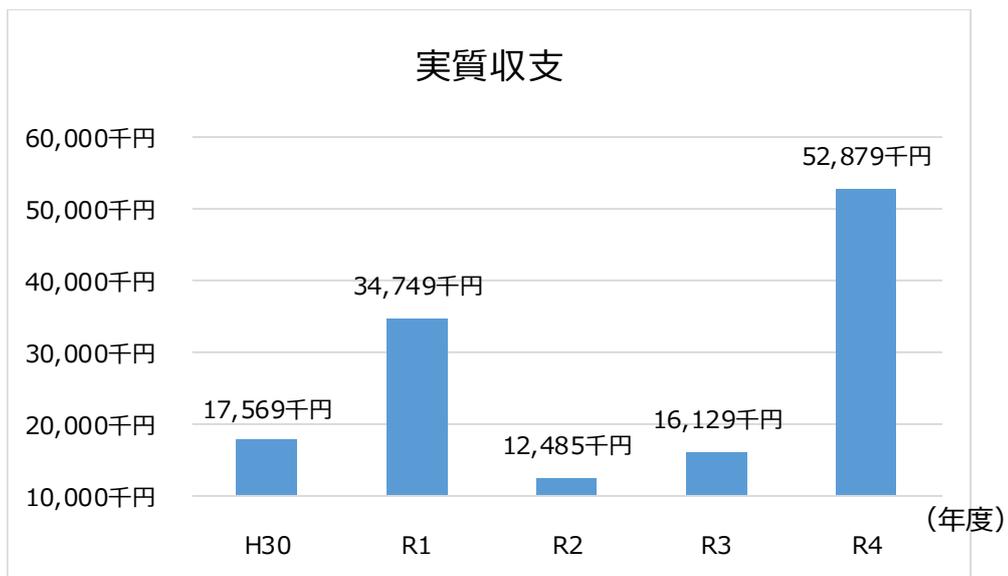
令和4年度末の町債残高は、令和3年度と比較して、約20.5億円減の251億7,959万円で、合併後、最少の借金残高となりました。



③ 実質収支

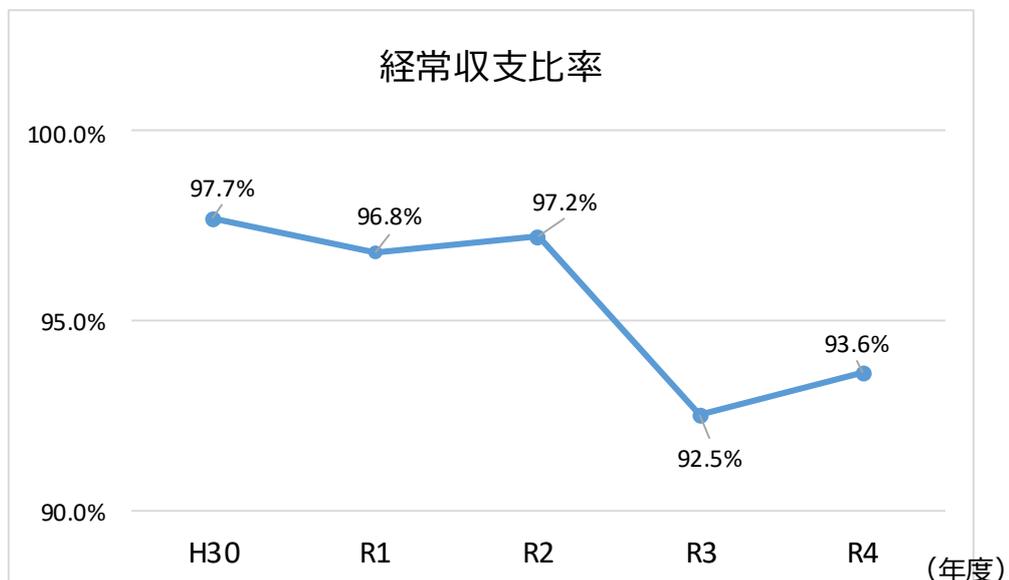
実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費の既収入特定財源と一般財源の合計）を差し引いた額をいいます。

令和4年度の形式収支82,561千円から翌年度へ繰越すべき財源29,682千円を差し引いた実質収支は、52,879千円の黒字となり、令和3年度と比較して36,750千円の増となっています。



④ 経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、町税、交付税のように使途が特定されず、毎年度の経常的な財源（経常一般財源）のうち人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当されたものが占める割合のことです。



⑤ まとめ

四つの健全化判断比率は、国の基準を下回っていること、まちの貯金である基金を積み立てていること、まちの借金である町債残高は減少していること、実質収支は黒字であることなどから、財政の破綻が起こるような財政状況ではありません。

しかし、人口減少・少子高齢化が進み、歳入が減少・歳出が増加して財政がますます硬直化すると、新たな政策に使える財源が確保困難になる可能性もあるなど、厳しい財政状況と言えます。

このような中で、与謝野町財政計画と、以下のような第3次与謝野町行政改革大綱に基づく財政健全化の取り組みを進めることで持続可能な財政運営に努めてまいります。

○持続可能な行財政基盤の確立

- ・ 財政の健全化（経常経費の削減、公債費抑制、公共施設・サービスの料金適正化、ふるさと納税の取組強化等）
- ・ 選択と集中による行政資源の効率的・効果的な活用
- ・ 職員数の適正化と改革人材の育成
- ・ 公共施設数の減少

[⇒与謝野町行政改革の取り組みへ](#)

(3) 2つの大規模施設整備への投資に係る町の考え方について

与謝野町では、学校給食センターの施設整備、野田川地域における認定こども園の施設整備の2つの大規模施設整備を予定しています。

いずれの施設も、子どもたちの教育・保育環境の充実のために、必要不可欠な施設整備であると考えています。

一方、実質公債費比率が全国ワースト2となった中で2つの大規模施設整備を予定しており、住民の皆様にご心配をおかけしています。

2つの大規模施設整備については、事業費の精査、見直しを指示しており、必要に応じて基金を有効活用し、財政計画を大きく逸脱しない範囲で有利な起債を発行することで、2つの大規模施設整備を実施したとしても、実質公債費比率は、令和6年度決算から緩やかに減少する見込みです。

また、財政計画の最終年度の令和10年度には実質公債費比率が16.2%まで減少します。

町といたしましては、財政健全化と必要な施設整備に対する投資については両立できるものと考えていますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。